

2022年2月21日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
会 社 名 GMO インターネット株式会社  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 熊谷 正寿  
グループ代表  
(コード番号 9449 東証第一部)  
取締役副社長  
問い合わせ先 グループ代表補佐 安田 昌史  
グループ管理部門統括  
T E L 03-5456-2555(代)  
U R L <https://www.gmo.jp>

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月20日開催予定の2021年12月期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2021年11月21日の当社取締役会決議により高層複合施設「世田谷ビジネススクエア」(東京都世田谷区用賀)の信託受益権の55%を取得いたしました。これに伴い、保有不動産を活用した不動産管理及び賃貸事業を可能とするための変更をするものです。(変更案第3条第22号)
- (2) 当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するよう、完全電子化による株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、定款の一部を変更するものです。(変更案第21条)
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
- (a) 変更案第23条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (b) 変更案第23条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (c) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第23条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (d) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第3条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(22)前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>	<p>第3条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(22)不動産賃貸、管理、経営</u></p> <p><u>(23)前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>
<p>第 21 条(招集)</p> <p>当社の定時株主総会は毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条(招集)</p> <p><u>1. 当社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第 23 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条～第 52 条</p> <p>条文省略</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 23 条(電子提供措置等)</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 24 条～第 52 条</p> <p>現行どおり</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第 23 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 23 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定す</u></p>

る改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第23条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日        | 2022年3月20日(日曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日(第23条の変更を除く) | 2022年3月20日(日曜日) |

以上